



28環機第91号
平成28年4月27日

受託団体及び借受団体の代表者 様

一般財団法人 畜産環境整備機構
理事長 井出道雄
(公印省略)

違約金徴収の取扱いについて(通知)

当機構のリース事業のお取扱いについては、毎々格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、税の延滞金の取扱いに倣うとともに政府系金融機関の遅延損害金の取扱いを勘案し、さらに市中金融機関の振込手数料も考慮して、平成29年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしますので通知いたします。

リース債権の適切な管理回収について、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

【違約金の徴収】

約定納入期限から返済日(入金日)までの日数の長短にかかわらず違約金を請求する。ただし、違約金料率(14.6%)で算定した違約金の額が比較的少額(1,000円以下)の場合は請求しないものとする(平成29年4月1日から施行)。

本件についてのお問い合わせは
畜産環境整備機構 管理・技術部
江川(TEL03-3459-6312)

以上



受託団体及び借受団体の代表者 様

一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
(公印省略)違約金の割合(年 14.6 ㉫)の改定及び違約金の減免の
取扱いの適正化について(お知らせ)

当機構のリース事業のお取扱いについては、毎々御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在の金利情勢を踏まえて法定利率の見直しが閣議決定されたことや国税延滞税の水準が平成 26 年から見直されたこと、さらに、こうしたことを受けて(株)日本政策金融公庫が遅延損害金の割合を国税延滞税の割合に合わせたことから、当機構においても、違約金の割合を国税延滞税の割合に合わせることにしました。あわせて、違約金の減免の取扱いについても、国や他の金融機関の取扱いに倣い適正化を図ることにしました。改定及び適正化の内容並びに施行時期は下記のとおりです。

記

1 違約金の割合の改定

畜産高度化支援リース事業実施要領第 14 条の 2 及び畜産環境整備機構貸付施設等売買契約書第 13 条に規定する違約金の割合(年 14.6 ㉫)を国税延滞税の割合(※)に合わせる。

※平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの期間は年 9.1 ㉫。平成 29 年 1 月以降については、前年の 12 月の財務大臣告示を受けて国税庁が公表(HP で参照可能)

2 違約金の減免の取扱いの適正化

- (1) 違約金の減免を認めるのは、激甚災害等が発生して返済条件の緩和等の金融支援の要請が、国から関係金融機関になされた場合に限るものとする。
- (2) 販売価格の低迷や資材価格の値上がりなど交易条件の通常の変動による採算の悪化を理由にした違約金の減免は、平成 29 年 4 月以降、原則として認めないものとする。

3 施行時期

- (1) 違約金の割合を国税延滞税に合わせること

平成 29 年 4 月 1 日以降貸付契約を締結するものから適用する(貸付契約締結時の違約金の割合を完済時まで適用)。

※平成 29 年 3 月 31 日までに貸付契約を締結したものについては従前(年 14.6 ㉫)のとおり。

- (2) 違約金の減免の取扱いの適正化

平成 29 年 4 月 1 日から。

本件についてのお問い合わせは
畜産環境整備機構 管理・技術部
江川(TEL03-3459-6312)まで

以上

畜産環境整備機構保証保険要領(直接リース)の改正について

新(改正後)	旧(改正前)
<p>第4 保険事故と確定する手続</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受託団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者と の貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保 証保険に係る報告書(別紙様式第2号-3)により機構に報 告するものとする。 この場合、1)については直ちに、2)については機構が保 険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た 後に機構に報告する。</p> <p>1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清 算の手続開始の申立(破産にあっては、<u>破産法第15条及 び第16条に定める破産手続開始の原因が認められ、借 受者の代理人から受任通知が発せられた場合は、その通 知の受理をもって申立とみなす。</u>)が行われたとき、取引金 融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮 差押命令・保全差押通知が発せられたとき</p> <p>2) [略]</p>	<p>第4 保険事故と確定する手続</p> <p>1 [略]</p> <p>2 受託団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者と の貸付契約書の写しを添付のうえ、畜産環境整備機構保 証保険に係る報告書(別紙様式第2号-3)により機構に報 告するものとする。 この場合、1)については直ちに、2)については機構が保 険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た 後に機構に報告する。</p> <p>1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清 算の手続開始の申立が行われたとき、取引金融機関・手 形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・ 保全差押通知が発せられたとき</p> <p>2) [略]</p>

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

参考

農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日、14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)の第3の2(融資審査)の(1)の別紙3

経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力(技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等)ほどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか(家族経営の場合、家計も含めて分析) ○ 既貸付金の償還は確実に行われているか ○ 経営上の問題点は何か 	必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力(現在の技術レベル、経営マインド等)からみて達成できるか ※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
3 収益はどうなるか。融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか(既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断) ○ 当該作目の需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか 	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、普及指導センター等の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

長期滞納債権の回収・管理からみた法人経営の貸付審査のポイント

経営が健全な状態にあるか不健全な状態にあるか、事業の実施で経営を改善することができるかどうか、貸付けに際して見極めることが必要です。

長期滞納者、経営破綻した者について、貸付決定時に添付されていた決算書をみると、多くの者において経営悪化・破綻の予兆を貸付前に見いだすことができました。それらの予兆を見落とさなければ不良債権化を防ぐことができた可能性があります。借受申込者が気づいていない経営悪化の予兆を見つけて経営改善のアドバイスを、これも金融機関の重要な役割です。

1 借受申込者について

- (1) 初取引先か継続取引先か。
- (2) 反社会的勢力(暴力団、総会屋等)に該当する者か否か。
- (3) 滞納の有無、違約金の減免を過去に受けていないかどうか(違約金の減免を過去に受けた者についての追加貸付けは原則不可＝金融機関の一般的な取扱い)。

2 事業計画について

- (1) 経営規模・売上高に比較して投資額(当機構のリース以外も含め)は妥当か。
身の丈を超える大きな事業計画になっていないか。
- (2) 事業目的に問題はないか。

3 経営実績について

(1) 損益計算書

- ア 既往の経営実績に問題はないか。増収でも減益、売上高営業利益率・同経常利益率が逐年低下、支払利息>営業利益、といった状態であれば経営は右肩下がり。
- イ 売上高営業利益率・同経常利益は業界平均と比べて高い(＝良い)又は低い(＝悪い)、いずれか。
- ウ 減価償却前利益がマイナス(赤字)の状態は返済財源を生み出せていないことを示す。

東芝に対する報道でお馴染み

(2) 貸借対照表

- ア 債務超過(純資産がマイナス)は破産法が規定する破産原因の一つ。債務超過解消(3年程度で)の具体的かつ実現確実な道筋が示されなければ貸付けは原則不可
- イ 長短借入金÷純資産>2.0は過剰債務(又は過少資本)
- ウ 流動資産<流動負債は資金繰り多忙。売上債権<買入債務は健全でない状態。
手元流動性(現預金÷月商)は2か月以上が望ましい。
- エ 固定資産<固定負債+純資産、が健全な状態(農協は別)

(3) 損益計算書と貸借対照表を組み合わせ

ア 総資本回転率(売上高÷総資本)は高いほど資本効率が良い。

イ 債務返済年数10年超、売上高く長短借入金、これらは過剰債務の状態

* 債務返済年数: (長短借入金 - 正常運転資金) ÷ 返済財源

ウ 運転資金(売上債権 + 棚卸資産 - 買入債務)回転月数(運転資金 ÷ 月商)の増加はCFの減少を示す。

エ 「営業利益 ÷ 総資本」 < 「支払利息 ÷ 長短借入金」ならリストラ(資産処分による負債削減)が必要

4 事業計画について

リースという業種柄、設備投資のほうに注意がいきがちですが、事業の成否を左右するのは運転資金を継続的かつ円滑に調達できるかどうか。

事業実施後に売上高が増加する計画の場合、増加運転資金の調達が必要。その調達元、調達条件等を必ず確認

* 増加運転資金 = 月商の増加額 × 運転資金回転月数(実績)

5 返済計画について

(1) 返済財源 > 要返済債務でなければ返済不能。

返済財源が不足する場合、不足分の調達元と調達条件を確認

(2) 返済ピーク年を把握。返済ピーク年において返済財源 > 要返済債務でなければ返済計画再考

5 その他の注意点

(1) 当機構のリースは履行保証保険を付すので、基本的に債権はフル保全。履行保証保険は信用保証協会の保証制度と同じで債権保全措置の一種。保険会社が代位弁済(保険金支払い)すれば債務が帳消しになると借受者が誤解(自動車保険や火災保険と混同して)することがないよう、これまでも増して丁寧に説明してください。

(2) リースの利用の相談を受けたときに、「〇日頃までに貸付けの手続きは終わるでしょう」とか「機構の審査は大丈夫ですよ。貸付決定されますよ」などとは決して言わないでください。そうした発言は「貸付けしてもらえ」という期待を相談者に与え、「貸付けの約束」と理解される虞があります。貸し付けしなかったときにトラブルになりかねません。

キャッシュ・フロー

《売上高と借入金(外部)残高を知れば経営の良し悪しは大体わかる》

法人経営・個人経営、また、業種・営農類型を問わず、CF(=返済財源)は売上高の精々10%。売上高が50百万円ならCFは5百万円。長短借入金が合わせて35百万円なら債務返済年数は7年(35百万円 ÷ 5百万円 = 7) ⇒ 投資可の水準
長短借入金の合計が60百万円なら債務返済年数は12年(60百万円 ÷ 5百万円 = 12)。売上高 < 借入金でもあり、過剰債務の状態 ⇒ この状態での新規投資は危険